

財務省告示第七十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十年二月二十九日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十年三月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第九十
九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六条及び附則
の法律及びそ

三 振替法の適 第九十三年法律第七十五号。以下
用等 成十三年法律第七十五号。以下の規定の適
用を受けるものとし、その振替

四 発行方法 機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第 非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした財
務大臣が各入札市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの

十 十
三 二

十 十
口 イ 一
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 行 行
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 行 争 格 日

十 額 十 額 平 す 額
四 面 銭 面 成 る の 整
銭 金 以 金 二 十 年 二 月 二 十 九 日 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
百 円 に つ き 九 十 九 円 六

(一) 年 二
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は、 払 込 金 額 に 加 え、 次 の 算
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1 \times 71}{100 \times 365}$$

(二) 発 行 時 に お い て、 そ の 利 子 に
係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る
も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の 口
座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の
に つ い て は、 前 記 (一) の 算 式 に よ
り 算 出 し た 金 額 か ら 当 該 金 額

十四 初期利子

に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を發行時
において取得する者が非居住
者又は外国法人である場合に
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
することができる。

$$\text{償還金額} \times \frac{2.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期利子以後

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成三十九年十二月二十日
額面金額百円につき百円

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

十六 償還元金
十七 償還利息
十八 払入者
十九 払込期日

平成二十年二月二十九日